

第113号(2016年1月5日発行)



愛研技術通信

あけましておめでとうございます
皆様の益々のご健勝とご発展をお祈り申し上げます

旧年中は格別のご厚情を賜り誠にありがとうございました
本年も変わらぬお引き立ての程よろしくお願い申し上げます



株式会社 愛研
代表取締役 角 信彦
社員一同

掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

○「水銀に関する水俣条約」に伴う関係政令の改正等について

「水銀に関する水俣条約」に伴い、さきに関係法並びに関係政令等がいくつか整備されたところですが(愛研技術通信第107号:2015年7月3日、愛研技術通信第112号:2015年12月1日参照)、このほど行われた関係政令の整備について環境省の報道発表資料からご紹介します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の 公布について（お知らせ）

平成 27 年 12 月 21 日環境省報道発表資料抜粋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等が本日 12 月 21 日（月）に公布されましたのでお知らせいたします。

1. 趣旨

「水銀に関する水俣条約」による水銀廃棄物の環境上適正な管理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）において整備された規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）等について、所要の改正を行うものです。

2. 改正の概要

- ① 特別管理一般廃棄物に該当する廃水銀の指定
- ② 特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の指定
- ③ 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の収集運搬基準及び保管基準の規定を追加

3. 施行期日

水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日。

4. その他

本省令等に係るパブリックコメントの結果については、平成 27 年 11 月 6 日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について（お知らせ）」をご参照ください。

5. 添付資料（省略）

別紙 1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（条文）

別紙 2：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（条文）

別紙 3：特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する告示（条文）

別紙 4：特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（条文）

別紙 5：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等（新旧対照条文）

（本誌のお詫びと訂正）

本資料の内容について、愛研技術通信第 112 号（2015 年 12 月 1 日）において平成 27 年 11 月 11 日に公布されたとする記事を掲載しましたが、本資料のように、公布は平成 27 年 12 月 21 日でした。お詫びして訂正させていただきます。



第24回 針江の生水（はりえのしょうず：滋賀県高島市） その2

針江は水に恵まれた水郷であり、水の流れに人の暮らしが寄り添った地域の伝統を生かそうとしている。さらには、その水の恩恵を意識することで、琵琶湖を中心とした湖沼生態系を尊重し、ひいては比良山地からの伏流水が、川端、地区の水路、針江大川を経て琵琶湖に注ぐという大規模な水の循環をイメージした様々の活動にも取り組んでいる。

この地域で営まれる湧水を利用した独特の生活とともに、集落・河川・水田・ヨシ帯等が一体的な水環境を形成することで、平成22年8月5日に「高島市針江・霜降の水辺景観」として重要文化的景観に選定された。以下、そのときの高島市の広報紙から引用。

「針江・霜降地区には、針江大川や小池川など大小の川が流れていて、地域の北東部で合流し「中島」とよばれる内湖に流れ込んでいます。

内湖に集められた水は、いったん貯留され、水の中に含まれる栄養分は、内湖の底に沈殿し、比較的きれいになった上澄みの水だけが、琵琶湖へ流れ出す仕組みになっています。また、溜まった汚泥は水田造成の客土に、水底の水草は田舟で運ばれ、田植え後の追肥とされました。

これらの河川と内湖で行われた生業活動から、「集落－河川－水田－内湖－琵琶湖」をつなぐ、この地区全体の水環境システムが見えてきます。日々の営みは、すべてつながりがあり、身近な自然を「利用しながら手入れするシステム」が作り出されてきました。

「利用しながら手入れするシステム」は、地域内のあらゆる場所をつなげる空間的仕組みにもなっています。そしてカバタ、ヨシ帯などが結びついて全体で一つの「文化的景観」を作り上げています。

その中でも、カバタのある風景は、湧水が豊かな針江・霜降の象徴といえるもので、現在も生活の一部として使用されているものが多く、伝統的な水とのかかわり方を残す数少ない地域といえるでしょう。

人と水との深いかかわりのなかで残されたカバタ、そのカバタに新しい命を吹き込み、新しく文化として再生させようとする動きが始まろうとしています。そこには、大きな財産として次代に受け継いで行こうという地域の共同意識の深まりが感じられます。」（広報たかしま2010年10月1日号）



道路側に開放した川端と花壇



水すまし田んぼ

この地域では、日常生活で水を汚さないだけでなく、針江大川の毎月の清掃を初めとして様々な水環境保全の活動がされている。多く入るようになった外来者を意識し、川端の湧水を道路側に開放し花壇を造り花を育てるなど、美観の向上につながっている例も多く見られる。そのような活動で地域が活性化しているようだ。

耕地では、小魚であふれた耕地整理前のかつての水田の姿を呼び戻すために「うおしまプロジェクト」、「ゆりかご水田」の名の下、無農薬の水田に水を引き魚道を設けて魚類を導入し、産卵場所とし稚魚の育つ場ともする試みを行っている。また、「冬水田んぼ」として冬季も水を保つことで渡り鳥の餌場としており、近年はオオハクチョウも渡来している。さらに、田植え前の代掻きで濁水を琵琶湖に流したくないとの思いで、下流側の田に「水すまし田んぼ」として水路と植生を設け、水路の水を導き濁りを抑えるとと

もに、ゆたかな水田生態系を目指して草刈りなどの管理をしている。その結果、希少生物種のスジシマドジョウやナゴヤダルマガエルが繁殖するなどの成果を挙げているという。

その他、ホテル再生のための地域の竹藪の管理、針江大川が琵琶湖に流れ込む内湖の「中島自然池」などでの水草刈りや底ざらえなどの水環境整備活動を定期的に行っている。

流入先の琵琶湖では、かつて地域の水浴場だった湖岸の針江浜で、毎年の葦刈りにも協力している。



中島自然池



葦の生える針江浜

平成の名水百選、重要文化的景観、環境省のエコツアー大賞などに選定された訳、それにはこのようないくつもの事業を次々に前向きに企画し実行してきたことがあろう。しかもこのように小さな集落で独自に望ましい水環境のあり方を地域で決めて活動を行っているのはすごいことで、水環境保全活動に取り組む模範例だと思う。

湖西地方は、名古屋から琵琶湖の対岸に当たり少し疎遠だが、行ってみると琵琶湖と比良山地に囲まれ風光明媚な良いところであった。その水環境を生かした造り酒屋さん、豆腐屋さん、佃煮屋さんもあり、ついでに楽しむこともできる。(A.F.)

(アクセス: J R湖西線新旭駅から徒歩約15分または東循環線バスで約3分「針江公民館前」下車すぐ。車では、名神高速道大津I.C.または北陸道木之本I.C.からそれぞれ国道161号に入り高島市へ)

編集後記

昨年末にパリでのCOP21で合意された、今世紀後半に排出量と吸収量をバランスさせて実質ゼロにする(ゼロ・エミッション)という目標は分かりやすく、地球温暖化対策の足取りとして大きいのではないのでしょうか。資金や技術を含めて具体策をどうして行くか、これからは問われることになります。

この2016年は・・・とカレンダーを見ると、うるう年、2015年に比べるとやや微妙なゴールデンウィークとシルバーウィーク。大きな行事では5月の伊勢志摩サミット、7月には18歳からの選挙権行使が始まる参議院議員選挙、リオでのオリンピック・パラリンピックが8-9月に予定されています。

過去を振り返ると、アメリカ同時多発テロから15年、ソ連崩壊から25年、チェルノブイリ原発事故から30年、私たちが持続的な平和と繁栄を築く道を歩めているのか、歴史に学び考えるきっかけにしたいと思います。

本年もご愛読いただきますよう、よろしくお願いたします。(A.F.)



株式会社 愛研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749